

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（案）」について
関係県知事からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局



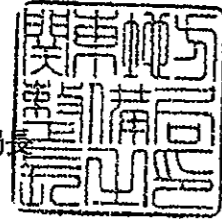
(写)

国関整河計第92号

平成28年 2月 1日

茨城県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長



利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(案) について (照会)

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

添付書類：利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(案)

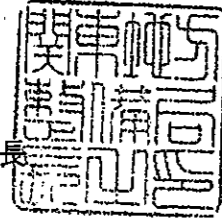


(写)

国関整河計第92号
平成28年 2月 1日

栃木県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長



利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(案)について(照会)

標記について、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2に基づき、別添のとおり利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

添付書類：利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(案)



河 第 661号
平成28年2月17日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋本 昌

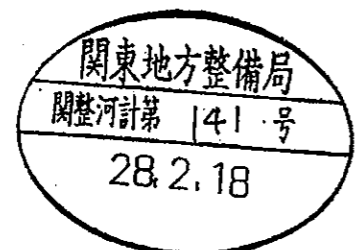


利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（案）について（回答）

平成28年2月1日付け国関整河計第92号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系鬼怒川河川整備計画（案）について、特に意見はありません。



河 第 279 号

平成28年2月17日

国土交通省

関東地方整備局長 石川 雄一 様

栃木県知事 福田 富



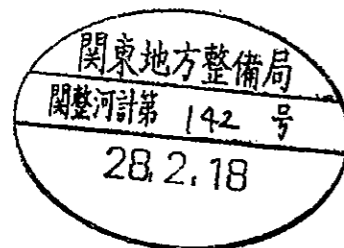
利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（案）について（回答）

平成28年2月1日付け国関整河計第92号で照会のありました標記については、下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系鬼怒川河川整備計画（案）については、異存ない。

なお、別添のとおり小山市から要望があるので、田川との支川合流点処理について、早期に検討・調整を行い対策を進めるよう、ご配慮願いたい。





小建政第198号
平成28年2月16日

栃木県知事 福田 富一 様

小山市長 大久保 寿夫



利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(案)に係る意見等について(回答)

平成28年2月3日付け河第261号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 河川整備計画(案)について、特に意見はありませんが、平成27年9月の「関東・東北豪雨」では田川の茨城県管理区間堤防からの越水により、小山市大字中河原地内において浸水被害が発生しました。人的被害は有りませんでした。物置や車庫、ポンプ小屋の冠水や収穫前の稲やネギなどの農作物についても大きな被害が発生しました。これらのことから、河川整備計画(案)にも記載されている田川との支川合流点処理、越水した田川堤防の整備についても、茨城県との早期調整を図り、整備を進めていただくよう要望いたします。また、田川の小山市大字中河原地内に水位観測所を早急に整備していただくよう要望いたします。

